

鳥取県地域支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県地域支援事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、市町村（南部町、伯耆町及び日吉津村を除く。）及び南部箕蚊屋広域連合（以下「市町村等」という。）が介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症の方への支援体制の構築等を一体的に推進する。

(交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる市町村等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業（以下「対象事業」という。）を行う市町村等に対し、本交付金を交付する。

ア 法第115条の45第1項第1号及び同項第2号に基づき、平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知の別紙「地域支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）別記1により市町村等が行う事業（以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。）

イ 法第115条の45第2項各号及び法第115条の48に基づき、実施要綱別記2及び3により市町村等が行う事業（以下「包括的支援事業」といい、このうち法第115条の45第2項第1号から第3号までを「包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）」とし、同項第4号から第6号及び法第115条の48に掲げる事業を「包括的支援事業（社会保障充実分）」という。）

ウ 法第115条の45第3項に基づき、実施要綱別記4により市町村等が行う事業（以下「任意事業」という。）

2 本交付金の額は、次により算出するものとする。ただし、1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 別表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費（※）の実支出額から指定介護予防支援等にかかる収入額を控除した額とを比較して少ない方の額と、総事業費（※）から指定介護予防支援等にかかる収入額を含む寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、第1欄の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業の区分については、本算出方法による選定額では、地域包括支援センターの事業の実施に支障を来し、地域住民の生活に大きな影響を及ぼすことが予想される場合等には、最長平成32年度までの間において、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、個別協議により認められた額を選定額に置き換えるものとする。

（※）指定介護予防支援及び第一号介護予防支援（以下「指定介護予防支援等」という。）の業務にかかる経費を含むものとし、同業務を指定居宅介護支援事業所へ委託している場合の委託費も含むものとする。

イ アにより選定された額に、第4欄に定める交付率を乗じて得た合計額を交付額とする。

3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本交付金の交付申請は、福祉保健部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は、原則として、国が交付する地域支援事業交付金の交付決定を行った日から30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する対象事業以外のすべての対象事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 別表の第1欄に掲げる区分ごとに第3欄に掲げる対象経費の1割を超える増額を伴う変更

(2) 前号の対象経費の2割を超える減額を伴う変更

2 規則第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第3号の場合にあっては、補助事業等の完了年月日の属する年度の翌年度の6月30日

(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあっては、対象事業の中止又は廃止の日から30日を経過する日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は様式第2号及び様式第3号によるものとする。ただし、様式第3号に添付する要綱等関係書類は、交付申請書(変更等の承認を受けた場合にあっては変更承認申請書)に添付した内容に変更がない場合は、添付を省略することができる。

(財産の処分の制限)

第9条 規則第25条ただし書の期間は、原価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

第11条 本事業は、障害者総合支援制度の地域生活支援事業、子ども・子育て支援制度の地域子育て支援拠点事業、健康増進事業などの地域づくりに資する事業について、事業の効果、効率性や対

象者の生活の質を高めるため、複数の事業を連携して一体的に実施することができる。

その場合、一の事業の担当する職員が、他方の事業の対象者に対して支援を提供することが可能であり、その際の費用について、本交付金へ計上する場合は、総費用を市区町村内の高齢者数、障害者数、子どもの数などの割合に応じて按分するなど、合理的な方法により按分すること。

なお、具体的な取扱いについては、「地域づくりに資する事業の一体的な実施について」（平成29年3月31日付け健健発0331第1号、雇児総発0331第4号、社援地発0331第1号、障企発0331第1号、老振発0331第1号厚生労働省健康局健康課長、雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局地域福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局振興課長通知）を参考とすること。

附 則

この要綱は、平成18年12月8日から施行し、平成18年度事業から適用する。

この要綱は、平成19年3月30日から施行する。ただし、改正後の第3条及び別表の内容は平成19年度事業から適用する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度事業から適用する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度事業から適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

この要綱は、平成23年10月6日から施行し、平成23年度事業から適用する。

この要綱は、平成24年5月15日から施行し、平成24年度事業から適用する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年8月27日から施行し、平成26年度事業から適用する。

この要綱は、平成28年3月3日から施行し、平成27年度事業から適用する。

この要綱は、平成29年8月10日から施行し、平成29年度事業から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
介護予防・日常生活支援総合事業	<p>一 次号に掲げる市町村以外の市町村等次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町村等における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（１）平成２６年度予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）及び平成２６年度介護予防等事業費額の合算額に、平成２７年度の７５歳以上被保険者数変動率と平成２８年度の７５歳以上被保険者数変動率と平成２９年度の７５歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>（２）平成２９年度の予防給付費額（介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援に係るものに限る。）</p> <p>ロ 当該市町村等における（１）に掲げる額から（２）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>（１）平成２６年度の予防給付費額及び平成２６年度介護予防等事業費額の合算額に、平成２７年度の７５歳以上被保険者数変動率と平成２８年度の７５歳以上被保険者数変動率と平成２９年度の７５歳以上被保険者数変動率を乗じて得た額</p> <p>（２）平成２９年度の予防給付費額</p> <p>二 平成２７年度から平成２９年度までのいずれかの年度において介護保険法施行令第３７条の１３第８項第８号に規定される特定事情市町村と認められた市町村等</p> <p>次のイ又はロに掲げる額のうちいずれか高い額</p> <p>イ 当該市町村等における前号イ（１）に掲げる額に１．１までの範囲内の値を乗じて得た額から同号イ（２）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>ロ 当該市町村等における前号ロ（１）に掲げる額に１．１までの範囲内</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料（介護予防のための器具等をレンタル又はリースする場合は、購入する場合の単価が１０万円以下のものに限る。）、備品購入費（介護予防のための器具等を購入する場合は、単価１０万円以下のものに限る。）、負担金、補助金</p> <p>なお、給料、職員手当等及び共済費については、介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問型サービスＣ及び通所型サービスＣに従事する保健師に係る経費を除く。</p>	<p>12.5/100</p>

	<p>の値を乗じて得た額から同号ロ（２）に掲げる額を控除して得た額</p> <p>※１ ７５歳以上被保険者数変動率とは、介護保険法施行規則第１４０条の６２の１０により算定される率</p> <p>※２ 平成２８年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成２７年度の予防給付費額及び平成２７年度介護予防等事業費額の合算額に、平成２８年度、平成２９年度の７５歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成２７年度の予防給付費額及び平成２７年度介護予防等事業費額の合算額に、平成２８年度、平成２９年度の７５歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>※３ 平成２９年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始する場合は、一イ（１）について、平成２８年度の予防給付費額及び平成２８年度介護予防等事業費額の合算額に、平成２９年度の７５歳以上被保険者数変動率を乗じるものとし、ロ（１）について、平成２８年度の予防給付費額及び平成２８年度介護予防等事業費額の合算額に、平成２９年度の７５歳以上被保険者数変動率を乗じるものとする。</p> <p>なお、市町村等における総合事業の円滑な実施に配慮し、基準額を超える場合について、個別協議を実施し、厚生労働大臣が特に必要と認める場合に限り、その額に置き換えることができる。</p>		
<p>包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業</p>	<p>平成２６年度の給付見込額に０．０２を乗じて得た金額に当該市町村等の６５歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。平成２８年度以降は前年度に算定した基準額に当該市町村等の６５歳以上高齢者数の伸び（注）を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、以下の（ア）と（イ）の両方の取組を推進する市町村等については、上記の計算式に代えて次の計算式により基準額（下記の①と②の合計額）を算出することを可能とする。一部事務組合及び</p>	<p>包括的支援事業及び任意事業に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費</p>	<p>１９．５／ １００</p>

	<p>広域連合においては、構成市町村ごとに計算した額の合計額を基準額とする。（平成27年度から29年度までに計算式を選択）</p> <p>(ア) 少なくとも介護給付適正化の主要5事業（要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知）を全て実施していること。</p> <p>(イ) 介護予防・日常生活支援総合事業を実施していること。</p> <p>※ 平成26年度の包括的支援事業・任意事業の上限額が12,500千円未満の市町村等は（ア）の要件を満たさなくても可。</p> <p>① 地域包括支援センターの運営等 25,000千円に当該市町村等の65歳以上高齢者数を4,500で除した値を乗じた額</p> <p>※ ただし、この計算の結果が12,500千円以下の場合には12,500千円とする。</p> <p>② 任意事業の実施 930円に当該市町村等の65歳以上高齢者数を乗じて得た額</p> <p>なお、①及び②の合計額の範囲内であれば、地域包括支援センターの運営に係る費用は①により算出される額を超えても差し支えない。一方、任意事業の実施に係る費用は、以下の（a）又は（b）のいずれか高い金額を超えてはならない。</p> <p>(a) ②により算出される額</p> <p>(b) ①及び②の合計額を基準として選択した年度（＝移行年度）の前年度の任意事業実績額×当該市町村等の65歳以上高齢者数の伸び率</p> <p>(注) 10月1日時点の住民基本台帳における65歳以上高齢者数の当該年度を除く直近3ヶ年の平均伸び率</p>		
<p>包括的支援事業（社会保障充実分）</p>	<p>以下の①から④の算定式の合計額を「標準額」とし、これを基本として、各市町村等の実情に応じて算定した額で厚生労働大臣が適当と認める額とする。</p>		

	<p>なお、現に実施されていない事業については標準額に含めることはできない。</p> <p>① 実施要綱の別記3の1に掲げる在宅医療・介護連携推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎事業分 1, 058千円 ・規模連動分 3, 761千円×地域包括支援センター数（注） <p>② 実施要綱の別記3の2に掲げる生活支援体制整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1層（市町村圏域） 8, 000千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、当該額に行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2層（日常生活圏域） 4, 000千円×日常生活圏域（法第117条第2項第1号の区域をいう。以下同じ）の数 <p>※ 日常生活圏域が1つである場合は、第2層は算定できない。</p> <p>③ 実施要綱の別記3の3に掲げる認知症総合支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症初期集中支援事業 10, 266千円 <p>※ ただし、指定都市の場合は、行政区の数、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症地域支援・ケア向上推進事業 6, 802千円 <p>※ ただし、一部事務組合及び広域連合の場合は、当該額に構成市町村の数を乗じることとする。</p> <p>④ 実施要綱の別記3の4に掲げる地域ケア会議推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1, 272千円×地域包括支援センター数（注） <p>（注）法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。</p>		
--	---	--	--